平成２０年１１月１８日

上申書

法務大臣　森　　英介　殿

容疑者　[redacted]
国籍　ケニア共和国
生年月日　[redacted]

容疑者　[redacted]
国籍　ケニア共和国
生年月日　[redacted]

上申者　尾張旭ランニングクラブ
会長　渡邊　隆秀
連絡先　[redacted]
（電話）[redacted]

第１　上申の趣旨

１　はじめに

私は、スポーツ競技者として上記容疑者二名（以下、「容疑者ら」といいます。）とかかわり、容疑者らに対する退去強制手続での違反調査における証人として、また口頭審理での立会人として、本件に関与してきた者として、本件における法務大臣の公正で適正なご判断をいただきたく以下のとおり上申いたします。

２　本件の概要

本件は、容疑者らが、平成２０年１０月６日、処分行政庁名古屋入国管理局（以下、「名古屋入管」といいます。）の入国警備官から摘発を受け、出入国管理及び難民認定法（以下、「法」といいます。）２４条４号イ（資格外活動）に該当する旨の容疑により名古屋入管収容場に収容され退去強制手続に入り、同年１０月２４日に行われた違反審査、同年１１月５日に行われた口頭審理を経て、法第２４条４号イの退去強制事由に該当すると判定（以下、「本件判定」といいます。）を受けて、容疑者らは法務大臣に対して異議の申し出をしたという事案です。

３　前提となる事実

（１）　容疑者らの在留資格

容疑者らは、国際大会等に出場した経験を持つ長距離ランナーであり、アマチュアスポーツ選手（告示６号）の「特定活動」の在留資格を受けて、報酬を受けて雇用機関のためにアマチュアスポーツ選手としての活動を行っており、現在は名古屋市港区の（株）[redacted]業に在職しております。

容疑者らが受けている在留資格「特定活動」（告示６号）は、国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額２５万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用された者が、その機関のために行うアマチュアスポーツ選手としての活動が認められており、その機関においての就労が認められていると解されております。

（２）　容疑者らの在留の状況

容疑者らは、以前は（株）[redacted]、（株[redacted]など有名実業団に所属しておりましたが、故障により解雇され現在の[redacted]に移籍しました。

容疑者らは[redacted]にて就労しながら、就業時間外にトレーニングを積んでおり、平成２０年１０月２６日おおがきハーフマラソン、同年１１月２４日名古屋ハーフマラソンへの出場を予定して出走手続きを完了しておりました。

以前のような競技活動をするには恵まれた環境ではありませんが、故障を克服し、自主的に毎日トレーニングをしておりました。

（３）　容疑者らの退去強制手続について

平成２０年１０月６日１４時ころ、名古屋入管の入国警備官が、名古屋市港区の（株）[redacted]への立入調査を行い、容疑者らの身柄を拘束し、同日名古屋入管にて違反調査を行い、容疑者らは法２４条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるとして、収容令書を発付して容疑者らを収容しました。

同年１０月８日、入国警備官は証書及び証拠物とともに、容疑者らを入国審査官に引き渡し、入国審査官により違反審査が開始され、法第２４条４号イの退去強制事由に該当すると認定されました。当該認定に対して、容疑者らは、口頭審理を請求しました。

同年１１月４日から５日には、口頭審理が行われ、同日特別審理官より法第２４条４号イの退去強制事由に該当すると判定をうけ、容疑者らは法務大臣に対して異議を申し出ました。

第２　上申の理由

１　アマチュアスポーツ選手の定義について

「アマチュアスポーツ選手」の対義語は「プロスポーツ選手」であり、「プロスポーツ選手」は、「スポーツ選手を職業として、なおかつ報酬を受け取っている人の事」を指します。また、FIFA（国際サッカー連盟）では、「スポーツを職業としていないが、スポーツをする事で報酬を受け取っている人」を「ノン・プロフェッショナル」と表現しています。

一方、告示６号にある「アマチュアスポーツ選手」とは、「スポーツ選手を職業としていないで、なおかつ報酬を受け取っていない人」を指します。

容疑者らに対して行われた口頭審理の際に、特別審理官より、「容疑者らの有する在留資格により認められている活動は、告示６号に示された「雇用された機関のために行うアマチュアスポーツ選手としての活動」であり、具体的には雇用機関の経済的利益のために競技活動をすること、例えば雇用機関の社名入りのユニフォームを着用して大会に参加して雇用機関の商業的な宣伝効果をもたらすことなどが、この活動に該当する。」といった判断基準が示されました。

しかし、この判断基準は「アマチュアスポーツ選手」の定義を誤認している解釈より構成されており、この基準により容疑者らが法第２４条４号イの退去強制事由に該当するとの判定をすることは、誤った判定であると考えます。

そもそも、「アマチュアスポーツ選手」は、メディアを通じて商業的な宣伝効果をもたらすことを期待されて、大会等に参加して特定な会社名を表示することは許されないことでありますが、最小限の範囲内として雇用機関の名称を表示したユニフォームを着用して大会等に参加することが許容されているだけにとどまり、雇用機関の商業的な宣伝効果をもたらすことを目的とすることは「アマチュアスポーツ選手」の定義から逸脱することであり、容疑者らの在留資格により許された活動の範疇から外れた活動になります。

２　特定活動（告示６号）の解釈について

（１）　特定活動（告示６号）の報酬について

「月額 25 万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用された」とありますが、そもそも「スポーツを職業としておらず、なおかつスポーツで報酬を受け取っていない者」である「アマチュアスポーツ選手」に対して報酬を約束する以上、それが、公私の機関固有の労働に従事することの対価であると解さざるを得ません。

（２）　特定活動（告示６号）により指定されている活動について

アマチュアスポーツ選手（告示 6 号）（注１）には、「この活動を指定されている者が本邦において従事することができる報酬を受ける活動の範囲は、雇用された機関のために行うアマチュアスポーツ選手としての活動に限定される」とありますが、この活動を指定されている者がスポーツでのみ報酬を受けることができると解釈するのは誤りであると考えます。

なぜならば、前項で記載の通り「アマチュアスポーツ選手」とは、スポーツで報酬を得ること自体が予定されていない者のことだからです。

（注１）の解釈としては、当該外国人が、技術を競う目的で行うスポーツの試合に参加する際は、その機関の一員として、あるいはその機関内のクラブチームの一員として参加することを求めているものであって、第三者機関の一員として、あるいは個人の資格で活動するものではないことを記載したものであると考えます。

３　本件判定の適法性の有無について

本件判定において、容疑者らが法２４条４号イに該当するかどうか、関連判例である「東京地裁平成１７(行ウ)６０７号違反認定処分取消等請求事件」の論旨を本件判定に照らして考察してみます。

本件判定においても判例と同じく、容疑者らが、具体的に法２４条４号イに該当するかどうかが問題となります。

法２４条４号イ（資格外活動）は,「第１９条第１項の規定に違反して」報酬活動等「を専ら行っていると明らかに認められる者」に該当することを退去強制の事由としています。すなわち,

①本邦に在留する外国人が「法１９条１項の規定に違反して」報酬活動等を行っていたこと（以下、「第１要件」といいます。),

②当該外国人が報酬活動等を「専ら行っている」こと（以下、「第２要件」といいます。)、

③当該外国人が報酬活動等を専ら行っていると「明らかに認められる」こと

の各要件をすべて満たす場合に初めて，当該外国人が法２４条４号イに該当するということができます。

（１）　「第１要件の該当性」について

入管法１９条１項は、最も重い場合には、三年以下の懲役及び三百万円以下の罰金が併科される可能性を含んだ条文ですから、罪刑法定主義の見地からその条文を拡大解釈することは決して許されることではないと考えます。

仮に資格外活動許可書を取得した「家族滞在」の在留資格を持つ者が、１週間に２８時間という定められた制限を超えて就労した場合は、たとえそれが１分の超過でも入管法１９条１項違反となり得ますが、「アマチュアスポーツ選手」の場合は入管法別表第一の五の表の下欄の規定に基づく指定書において雇用機関固有の労働に従事する時間とスポーツトレーニング及び各種大会への参加に費やす時間の総量や両者の比率等について明確な基準が一切記載されていません。（また、明確な基準に代わる指針等についても見あたりませんでした。)

そのため、厳密には、当該在留資格を得ている者が入管法１９条１項違反と判断されるためには、スポーツトレーニングを一切行っておらず、かつ技術を競う目的で行うスポーツの試合に一切出場しない場合に限られると主張することも可能ですが、明確な基準がないことの理由が、スポーツの種類に応じて必要となるトレーニング時間が異なることや選手の個性によりトレーニングの質が異なることに起因するものと推測すると、マラソンを始めとする長距離走のアマチュアスポーツ選手においては、一過性の故障をしていないのに、１週間に１～２日しかトレーニングを行っていないとか、１週間の走行距離が５０㎞に満たないとかといった水準であれば、スポーツ選手としてのコンディションを維持することが困難となるため、容疑者らの在留目的及び本邦における活動が、全体として見て、

特定活動（告示６号）における在留資格に係る在留目的及びそれによる活動類型から既に変更されてしまったと評価される程度にまで至ったと判断され、容疑者らが入管法１９条１項違反であると認定されてもやむを得ないと推察いたします。

一方、容疑者らは、毎日少なくとも朝６０～８０分、昼若しくは夜に６０～８０分程度のランニングを継続して行い、１ヶ月の走行距離は少なくても５００㎞以上を走り込んでおり、容疑者らのレベルを維持していくためのトレーニングをしてきましたし、２００８年１０月２６日の「水都おおがきハーフマラソン１０Km」及び２００８年１１月２４日開催予定の「名古屋ハーフマラソン」への参加申込みを完了しており、２００９年4月１９日開催予定の「長野オリンピック記念長野マラソン」への参加も予定しておりました。

以上のことから、容疑者らが在留目的及び本邦における活動は，全く「特定活動」告示６号における在留資格に係る在留目的及びそれによる活動類型から変更されていることはなく、「第１要件」は充足されているとは認められません。

また、スポーツをすること自体で報酬を得ることが予定されていない「アマチュアスポーツ選手」である容疑者らに対して、月給２５万円以上の報酬を要件として在留資格が付与されているところ、容疑者らが雇用機関固有の労働に従事することは、当然に予定されているものであり、それが長時間であったことのみをもって入管法１９条１項違反とすることは誤りあると考えます。なぜなら、労働が認められている者の労働時間を計測することに、重要な意味を見出すことはできないからです。

容疑者らに不利益処分を与えようとする場合は、彼らのアマチュアスポーツ選手としての本分であるトレーニング時間及び走行距離を計測し、また、各種競技会への参加の有無を確認することによってのみ可能であると考えられますが、その場合においては、明確な基準に基づいて行わなければ、裁量権を逸脱したものであると考えざるを得ません。

仮に不利益処分を行う場合においても、入管法１９条１項違反ではなく、同法２２の４条１項５号及び６項に基づき３０日を越えない範囲内で被収容者らが出国するために必要な期間を指定した上で在留資格を取り消すべき事案であると考えます。

（２）　「第２要件の該当性」について

仮に、容疑者らに対して法１９条１項違反に該当するとの判断が下された場合においても、容疑者らは前述のトレーニングを実施しており、技術を競う目的で行うスポーツの試合への参加を予定していることから、容疑者らの競技活動の実態は疑う余地はなく、アマチュアスポーツ選手としての本分を怠った上で雇用機関固有の労働に従事する活動を「専ら行っていると明らかに認められる者」には該当しないと考えます。

容疑者らは、（株）[redacted]と雇用契約を締結した後、在留資格更新許可申請または就労資格証明書交付申請の手続きを経ており、就労することが当然に認められているのであるから、入管法２４条４号ロ～カのように当該活動自体が退去強制事由になる場合は別格、在留期間の更新の許否の裁量的判断において考慮されるべき事柄であり、在留資格を有している被収容者らから即時その法的地位を剥奪することは裁量権を逸脱したものであると

考えます。（参考：東京高裁平成 18（行コ）244）

また、仮に被収容者らの素行善良性が問われる事実が判明した場合においても、入管法２４条４の２号に該当する刑罰を受けておらず、かつ、入管法２４条４号ロ～カに該当しないような問題については、退去強制事由に該当しないものと考えます。

以上のことから、容疑者らが、仮に法１９条１項違反と判断された場合においても、退去強制事由となる法２４条４号イには明らかに該当しないものと考えます。

第３　結語

前述のとおり、容疑者らに対する本件判定は、

①　「アマチュアスポーツ選手」の定義を誤認している判断基準により、

②　特定活動（告示６号）に認められている活動範囲を間違った解釈をして、

③　法１９条１項違反と判断して、

④　また、容疑者らの競技活動は全く実態がないと判断して、

⑤　資格外の報酬活動等を「専ら行っている」ことが明らかであり、

⑥　法２４条４項イの退去強制事由に該当すると判定した、

ものであります。

しかし、本件判定は、「第２要件」のみならず「第１要件」も充足していないため、本件は法２４条４号イには該当せず、本件判定は違法な判定であり、容疑者らを退去強制手続により、容疑者らにとって取り返しのつかない重大な不利益処分をしようとしているものであり、許されることではありません。

以上、貴殿に対して上申したことを念頭に置いていただきまして、慎重に容疑者らの異議申出の理由についてご裁決いただきますようお願いいたします。

以上